

2022年10月5日

各位

株式会社 北海道銀行

電子交換所の設立に伴う「代金取立手数料」の改定および 手形・小切手の「払戻可能日時」の変更について

北海道銀行（頭取 兼間 祐二）は、2022年11月に全国銀行協会において手形・小切手の交換方法を電子化する「電子交換所」が設立されることを受け、手形・小切手の入金・代金取立に関し、下記の通り改定させていただきます。

何卒ご理解いただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 代金取立手数料の改定

(1) 取立区分・取立手数料（税込）の改定

<現行>

お取立区分	手数料	
	当行宛	他行宛
同一手形交換所内（※1）	660円	
同一手形交換所外	普通扱	880円
	個別扱	880円 1,100円
	至急扱	1,100円 1,320円

<改定後>

お取立区分	手数料
電子交換（※1）	660円
個別取立（※2）	1,320円

※1 手形・小切手等による口座入金の場合は無料となります。

※2 個別取立とは、電子交換所不参加金融機関への取立の場合等、郵送対応が必要となるものです。

(2) 改定日

2022年11月4日（金）受付分より

2. 払戻可能日時の変更

	手形	小切手
電子交換分の 払戻可能日時	支払期日から数えて翌営業日の 14時00分	入金日から数えて2営業日後の 14時00分

3. 個別取立の取り扱いについて

電子交換所参加金融機関の手形・小切手は「個別取立」扱いによる受付ができなくなります。（電子交換所非参加金融機関への取立や、交換呈示できない証券の取立の場合等は従来どおり個別取立となります）

なお、2022年11月2日（水）までの電子交換所設立前の期間においても、2022年11月4日（金）以降を期日とする手形等の「個別取立」としての受付はできなくなります。

4. 当座勘定規定の改定について

(1) 改定日：2022年11月4日(金)

(2) 対象となる規定等

当座勘定規定（一般当座用）、当座勘定規定（パーソナルチェック用）、
当座勘定規定（専用約束手形口用）、約束手形用法、為替手形用法、小切手用法

(3) 改定内容

①当座勘定規定の変更点（各規定共通）

条項	内容
手形、小切手の支払い	現行運用上行われている取り扱いを電子交換所への移行を機に規定化
手形、小切手用紙	振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取り扱い規定の追加
印鑑(署名鑑)照合等	イメージファイルにより印鑑照合・用紙確認を行う旨の免責規定への追加
個人信用情報センターの登録	全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取り扱い廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

②約束手形用法・為替手形用法・小切手用法の主な変更点

- ・チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加
- ・金額を文字で記入する場合の使用可能文字を一覧化し追加
- ・金額欄、銀行名への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所の追加

※当座勘定規定（新）は、別紙をご参照ください。

5. 該当するSDGsの目標



SDGsは Sustainable Development Goalsの略称で、2015年に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDGs宣言」を表明しました。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

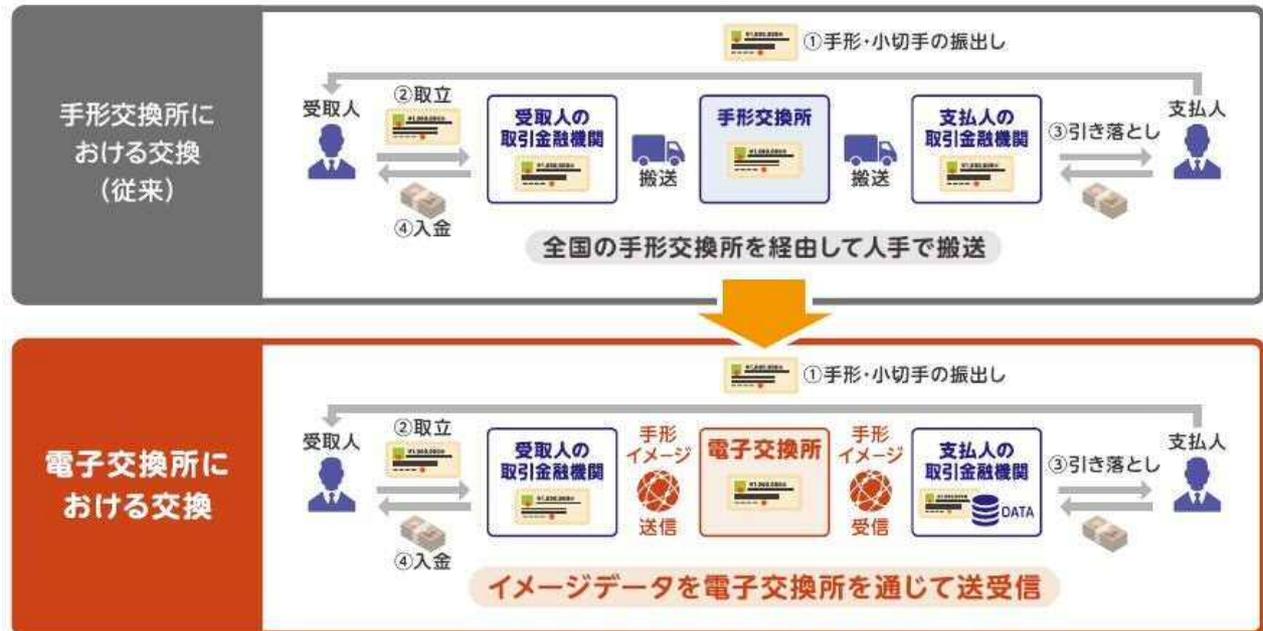
北海道銀行 営業企画部 高橋・園田 TEL 011-233-1092

広報CSR室 小山・西東 TEL 011-233-1005

<ご参考：電子交換所への移行について>

現在、金融機関は、お客さまから取立を依頼された手形・小切手を各地の手形交換所を通じて交換・決済を行っています。「電子交換所」への移行に伴い、今後は手形・小切手のイメージデータを送受信することで決済される仕組みへ変更となることから、万一の災害時に搬送できないリスクの削減や、遠隔地を支払地とした手形・小切手の資金化時限の短縮が可能となります。

[〈一般社団法人全国銀行協会作成「電子交換所設立のご案内」はこちら〉](#)



※一般社団法人全国銀行協会作成「電子交換所設立のご案内」より抜粋

当座勘定規定

(一般当座用)

株式会社 北海道銀行

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金(当座勘定)は、第26条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第26条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

2. (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます)も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

4. (本人振込)

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込があった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込については、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5. (第三者振込)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込をした場合に、その受入れが証券類によるときは、第3条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込をした場合には、第4条と同様に取扱います。

6. (受入証券類の不渡り)

- (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込がなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込を受付けた店舗で返却します。ただし、第5条の場合の不渡証券類は振込をした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

7. (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

8. (手形、小切手の支払)

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。

9. (手形、小切手用紙)

- (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引換えに交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

10. (支払の範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行は支払義

務を負いません。

- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時までには当座勘定に受入れまたは振込まれた支払資金により支払います。なお、15 時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当行は責任を負わないものとします。
- (3) 手形、小切手等の金額の一部支払いはしません。

11. (支払の選択)

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

12. (過振り)

- (1) 第 10 条の第 1 項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は、年 14% (年 365 日の日割計算) とし、当行所定の方法によって計算します。
- (3) 第 1 項により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第 1 項による不足金、および第 2 項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができるものとします。
- (5) 第 1 項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

13. (手数料等の引落し)

- (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続きをしてください。

14. (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

15. (印鑑等の届け出)

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑 (または署名鑑) は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届け出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑 (または署名鑑) を前項と

同様に届け出てください。

16. (届出事項の変更)

- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- (2) 前項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届け出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

18. (印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届け出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

19. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

- (1) 手形、小切手を振出し、または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をで

きるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

- (2) 前項の取り扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

20. (線引小切手の取扱い)

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

21. (自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続きを必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

22. (利 息)

当座預金には利息をつけません。

23. (残高の報告)

当座勘定の受払いまたは残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

24. (譲渡、質入れ等の禁止)

この預金、当座勘定取引契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

25. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答頂けない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

26. (解約等)

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第24条違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第25条第1項で定める当行の求めに対する預金者からの各種回答や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 第25条第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合
 - ⑦ 第1号から第5号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合等には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知などすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出印を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (6) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (7) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信したときに解約されたものとします。

27. (取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手、または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

28. (手形交換所規則による取扱い)

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等やむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第8条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取り扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

29. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の小切手または払戻請求書に届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行が負担するものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

30. (準拠法、裁判管轄)

- (1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

31. (規定の変更)

この預金規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭掲示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

当座勘定規定

(パーソナルチェック用)

株式会社 北海道銀行

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金(当座勘定)は、第26条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第26条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

2. (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます)も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

4. (本人振込)

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込があった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込については、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5. (第三者振込)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込をした場合に、その受入れが証券類による場合は、第3条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込をした場合には、第4条と同様に取扱います。

6. (受入証券類の不渡り)

- (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込がなされた場合に、その証券類が不渡りと

なったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込を受付けた店舗で返却します。ただし、第5条の場合の不渡証券類は振込をした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。

- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

7. (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

8. (手形、小切手の支払)

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付をを求めることを含みます）があります。
- (3) 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出しまたは引受名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届け出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。
- (4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。

9. (手形、小切手用紙)

- (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引換えに交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

10. (支払の範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行は支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時まで当座勘定に受入れまたは振込まれた支払資金により支払います。なお、15 時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当行は責任を負わないものとします。
- (3) 手形、小切手等の金額の一部支払いはしません。

11. (支払の選択)

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

12. (過振り)

- (1) 第 10 条の第 1 項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は、年 14% (年 365 日の日割計算) とし、当行所定の方法によって計算します。
- (3) 第 1 項により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第 1 項による不足金、および第 2 項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができるものとします。
- (5) 第 1 項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

13. (手数料等の引落し)

- (1) 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続きをしてください。

14. (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

15. (署名鑑の届け出)

- (1) 手形、小切手および諸届書類は、必ず自署によることとし、その署名鑑は当行所定の用紙を用い、あらかじめ届け出てください。

- (2) 代理人により取引をする場合には、本人から代理人の氏名とその自署した署名鑑を前項と同様に届け出てください。

16. (届出事項の変更)

- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙を失った場合、または氏名、代理人、住所、電話番号、その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- (2) 前項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届け出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

18. (署名鑑照合等)

- (1) 手形、小切手または諸届書類に使用された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届け出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

19. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

- (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をで

きるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとしてします。

(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

20. (線引小切手の取扱い)

(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができますものとしてします。

(2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行は責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、本人に求償できるものとしてします。

(3) 代理人が自己の名義で振出したものについても前項と同様、当行はその責任を負わず、また、本人に求償できるものとしてします。

21. (自己取引手形等の取扱い)

(1) 手形の裏書に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続きを必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることができます。

(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

22. (利息)

当座預金には利息をつけません。

23. (残高の報告)

当座勘定の受払いまたは残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

24. (譲渡、質入れ等の禁止)

この預金、当座勘定取引契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

25. (取引の制限等)

(1) 当行は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答頂けない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとしてします。当該預金者が当行

に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

26. (解約等)

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第24条に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第25条第1項で定める当行の求めに対する預金者からの各種回答や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 第25条第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合
 - ⑦ 第1号から第5号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該

当し、または、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合等には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知などすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (6) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (7) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信したときに解約されたものとします。

27. (取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手、または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

28. (手形交換所規則による取扱い)

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等やむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第8条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。

- (3) 前項の取り扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

29. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の小切手または払戻請求書に自署して、直ちに当行へ提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行が負担するものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

30. (準拠法、裁判管轄)

- (1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

31. (規定の変更)

この預金規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭掲示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

(2022年11月4日現在)

当座勘定規定

(専用約束手形口座)

株式会社 北海道銀行

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座(当座勘定)は、第24条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第3号各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

2. (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます)も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

4. (本人振込)

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込があった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込については、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5. (第三者振込)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込をした場合に、その受入れが証券類によるときは、第3条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込をした場合には、第4条と同様に取扱います。

6. (受入証券類の不渡り)

- (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込がなされた場合に、その証券類が不渡り

となったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込を受付けた店舗で返却します。ただし、第5条の場合の不渡証券類は振込をした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。

- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

7. (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れ、または手形を支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

8. (手形の支払)

- (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続きをしてください。

9. (手形用紙)

- (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (3) 手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。
- (4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。
- (5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。
- (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

10. (手数料)

前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。

11. (支払の範囲)

- (1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行は支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当行は責

任を負わないものとします。

- (3) 手形の金額の一部支払はしません。

12. (支払の選択)

同日に数通の手形の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

13. (過振り)

- (1) 第11条第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形の支払いをした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とし、当行所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当行が支払いをした後に当座勘定に受け入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払いがない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができるものとします。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受け入れ、または振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

14. (印鑑等の届け出)

当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届け出てください。

15. (届出事項の変更)

- (1) 手形、手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- (2) 前項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届け出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がさ

れている場合にも、前2項と同様にお届けください。

- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

17. (印鑑照合等)

- (1) 手形、請求書、諸届書類等に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず）を届け出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず）を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取り扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

18. (振出日、受取人記載もれの手形)

- (1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

19. (自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続きを必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

20. (利息)

当座預金には利息をつけません。

21. (残高の報告)

当座勘定の受払いまたは残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

22. (譲渡、質入れ等の禁止)

この預金、当座勘定取引契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利について

は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

23. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答頂けない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

24. (解約等)

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第22条に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第23条第1項で定める当行の求めに対する預金者からの各種回答や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 第23条第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合

- ⑦ 第1号から第5号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知などすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出印を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (6) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (7) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信したときに解約されたものとします。

25. (取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された手形であっても、当行はその支

払義務を負いません。

- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

26. (手形交換所規則による取扱い)

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等やむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第8条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取り扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

27. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、直ちに当行へ提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行が負担するものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

28. (準拠法、裁判管轄)

- (1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管

轄する裁判所を管轄裁判所とします。

29. (規定の変更)

この預金規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭掲示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上

(2022年11月4日現在)

当座勘定規定

(小切手・約束手形・為替手形用法)

株式会社 北海道銀行

<小切手用法>

1. 小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。
3. 小切手の振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へ届け出の印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所へ届出印をなつ印してください。ただし、訂正の記載などが、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。
7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届け出てください。
8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印(届出印)のうえ請求してください。
9. 自署だけによる取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけを自署してください

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2		3	4		5	6		7	8		9										
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖
	10	100		1,000		10,000																	
漢数字	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬													

<その他> 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●小切手用紙



以上

<約束手形用法>

1. 手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 手形の振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へ届け出の印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1, 2, 3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所に届出印をなつ印してください。ただし、訂正の記載などが、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。
7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届け出てください。
8. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（届出印）のうえ請求してください。
9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2				3		4			5		6		7		8		9			
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖
	10		100				1,000		10,000														
漢数字	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬													

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●約束手形用紙



以上

＜為替手形用法＞

1. 手形用紙は、用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 手形の振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。
3. 手形の振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1, 2, 3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください
 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください

い。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。

6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所へ届出印をなつ印してください。ただし、訂正の記載などが、金額欄、銀行名に重ならないようにしてください。
7. 当店を支払場所とする手形の引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へ届け出の印章を使用してください。
8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。
9. 手形用紙は大切に保管してください。当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届け出てください。
10. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（届出印）のうえ請求してください。
11. 自署による取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけを自署してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2				3		4		5		6		7		8		9				
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖
	10		100				1,000				10,000												
漢数字	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬													

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●為替手形用紙



以上

（2022年11月4日現在）